

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：6633

件名	街区公園等砂場清掃業務委託	
履行場所	海老名市内一円	
期間	令和6年6月4日～令和7年2月28日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	2,728,000 円 (税込)	2,480,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	一般委託に登録のある者	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	なし	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	なし		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び被保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。		

特記仕様書

契約件名 : 街区公園等砂場清掃業務委託
公園名称 : 海老名市内公園等
履行場所 : 海老名市内一円

1. 事業目的

- 公園内の砂場清掃を行い、公園利用者の快適性や安全性の確保を図る。

2. 業務概要

1. 砂場清掃工 1.0式

3. 作業内容

- ①作業時には、砂場周辺に安全柵等を設置し、砂場清掃実施中等の表示をすること。
- ②砂場及び周辺に落ちている異物(主に犬糞・猫糞・草根・落葉・ゴミ)を除去する。
- ③小型攪拌散布機等により砂表面から20cm以上を攪拌する。
砂に埋まっている異物はフルイ等により除去すること。
コンクリート枠等の周辺は攪拌しにくいいため、スコップなどで作業すること。
- ④砂場全体に消毒液を散布し、表面を敷き均す。
薬剤散布量は、砂場1㎡当り1リットルとし使用量を現場で写真管理すること。
- ⑤除去した異物を回収し、安全柵などを片付ける。
回収した異物についても現場で写真管理すること。
- ⑥砂場周辺を清掃点検し、問題がなければ現場を終了する。
- ⑦清掃で発生した異物は、廃棄物として請負者の責任において適切に処理すること。
- ⑧作業後に砂場枠から砂表面までの高さを写真および一覧表にて管理すること。
また、砂場枠から砂表面までの高さが22cmを超えている箇所および砂の補充が必要な箇所については、監督員に報告すること。

4. 仕様(作業管理)

- 業務に際して、業務主任者及び管理技術者は作業内容を熟知し、業務主任者においては、作業中現場に常駐すること。
- 管理写真は各回、各公園について着工前、完成、施工中(攪拌直後敷均前、薬剤散布後)、薬剤使用量について撮影し写真帳を作成の上、提出すること。
- 業務主任者は、作業計画書を作成し、作業実施前に監督員の承諾を得ること。
また、作業計画書には報告書の様式案を添付すること。
- 業務に際して、事前に関係者へ十分な周知を図るとともに、民地内に立ち入る場合は、了解を得てから実施すること。
- 現場から発生する不要物等が、作業エリア外に飛散、流出等しないよう必要な処置を講ずること。

5. 工程管理

○ 履行期間

令和6年6月4日 ~ 令和7年2月28日

- 清掃実施時期は、7月、10月、2月を目安とし、監督員と協議のうえ定める。
- 詳細な工程については、作業計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

6. 安全対策

- 作業区域の安全対策を十分に施し、公園利用者及び現場作業員等の安全を確保すること。特に、本業務の履行場所は公園施設であることから、公園利用者に対する安全対策については、必要な対策を十分講ずること。
- 詳細については、作業計画書に明記のうえ、監督員の承諾を得ること。

7. EMS関係

- 本委託業務は、当市のEMS契約事業環境配慮マニュアル適用事業であり以下の事項に配慮し業務すること。
 - ・ 業務排出物の内、可能なものは再資源化するよう検討する
 - ・ 業務排出廃棄物は、適正に処理する
 - ・ 業務時に使用する機器等については、騒音・振動の抑制に努める
 - ・ 業務時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める(例:電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)
 - ・ 業務時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起さないように適正な処理を行う
 - ・ 業務時に電力を使用する際は、節電に努める

8. 積算基準及び単価

積算基準及び単価については、以下のとおりとする。

- ・ 積算基準書:令和5年7月
- ・ 積算単価:令和6年3月

9. その他

- 本業務の内容に応じた安全訓練計画を作成し作業計画書に明記すること。
- 事前調査は十分に行い、不明確な部分については打合せ簿により作業前に監督員と協議のうえ、確認を得ること。
尚、打合せ簿においては、指定の書式を使用すること。
- 騒音、振動及び粉塵等により公園利用者に対して不利益になりうることは、工期・時間及び作業方法等を十分配慮のうえ、作業にあたること。
- 請負者は、関連法令を遵守し、公共事業という認識を常に持ち責務を果たすこと。
- 本業務は、『公園工事』で積算しています。
- 薬剤については、パワーアンチを20倍希釈したものと同等以上の製品とし、事前に監督員の承諾をとること。
- 契約書類に記載されていない事項については、監督員と協議のうえ履行すること。
- 上記以外の内容については、監督員と協議のうえ作業計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

砂場清掃箇所一覧

NO	公園名	地番	面積(m ²)
街区公園			
1	国分寺台第一児童公園	国分寺台一丁目4124-148	27.31
2	国分寺台第二児童公園	国分寺台二丁目5417-48	27.09
3	国分寺台第三児童公園	国分寺台三丁目5345-63	54.59
4	国分寺台第四児童公園	国分寺台四丁目5137-235	27.30
5	門沢橋第一児童公園	門沢橋二丁目2138-1	23.79
6	上今泉第一児童公園	上今泉五丁目8-1	32.16
7	杉久保第一児童公園	杉久保南二丁目1880	27.39
8	大谷第一児童公園	大谷北一丁目40-3	36.00
9	下今泉第一児童公園	下今泉二丁目588-14	32.32
10	上郷第一児童公園	上郷1059	16.00
11	さつき町第一児童公園	さつき町9-2	47.53
12	柏ヶ谷第二児童公園	柏ヶ谷600-1	40.38
13	杉久保第二児童公園	杉久保南一丁目248-1	17.31
14	上今泉中原児童公園	上今泉六丁目174-7	17.86
15	社家小町児童公園	社家170-4	12.14
16	杉久保富谷児童公園	杉久保北四丁目1711-1	19.43
17	上今泉神後谷児童公園	上今泉五丁目39-1	9.24
18	かしわ台児童公園	柏ヶ谷703-1	12.69
19	柏ヶ谷産川台児童公園	柏ヶ谷700	12.69
20	国分尼寺公園	国分北一丁目437-4	15.20
21	国分第一児童公園	国分北三丁目3360-1	9.99
22	大島記念公園	中新田一丁目1529-3	7.59
23	柏ヶ谷長ヲサ児童公園	柏ヶ谷967-12	9.36
24	星谷児童公園	上今泉一丁目6-45	5.75
25	さつき町第二公園	さつき町4-1	19.84
26	河原口第一公園	河原口四丁目1091-10	22.04
27	柏ヶ谷第三公園	東柏ヶ谷五丁目1380-4	21.20
28	望地道下公園	望地一丁目177-31	12.57
29	河原口御手作公園	河原口四丁目878-6	30.00
30	門沢橋平泉公園	門沢橋五丁目2282-3	6.25
31	河原口第二公園	河原口五丁目1060-2	16.50
32	扇町第一公園	扇町125	10.34
33	泉第一公園	泉二丁目953-9	15.80
	小計		695.65
近隣公園			
1	東柏ヶ谷近隣公園	東柏ヶ谷一丁目1766-3	50.27
2	大谷近隣公園	大谷南四丁目3285-1	89.81
	小計		140.08
児童遊園			
1	国分尼寺第一児童遊園	国分北一丁目3003-2	7.02
2	国分尼寺第二児童遊園	国分北一丁目2964-7	12.96
3	大松原第一児童遊園	国分北三丁目3402-63	9.99
4	大松原第三児童遊園	国分北三丁目3649-217	9.99
5	大松原第四児童遊園	国分北三丁目3649-137	9.99
6	大松原第五児童遊園	国分北三丁目3649-274	9.99
7	国分やまに平児童遊園	国分南二丁目1613-5	6.00
8	国分やまに平第二児童遊園	国分南二丁目1697-2	6.00
9	国分逆川団地児童遊園	国分南二丁目1792-19	8.55
10	国分伊勢山児童遊園	国分南二丁目3593-2	8.88
11	国分南原児童遊園	国分南三丁目1062-95	4.00
12	坊原第一児童遊園	大谷北三丁目3635-11	4.00
13	国分寺台鍛冶返児童遊園	国分寺台五丁目5137-123	6.08

14	中新田南田児童遊園	中新田一丁目722-4	11.34
15	中新田蔵ノ下児童遊園	中新田二丁目892-7	4.59
16	河原口上島合児童遊園	河原口二丁目644-5	23.51
17	河原口代官分第二児童遊園	河原口二丁目720-2	4.15
18	河原口四大縄児童遊園	河原口五丁目1191	15.00
19	河原口二大縄公園	河原口五丁目1071-4	12.00
20	いちご遊園	上今泉一丁目5-6	3.63
21	上今泉第二児童遊園	上今泉二丁目1499-5	7.29
22	上今泉才ノ神戸公園	上今泉二丁目2831-4	18.20
23	上今泉涯第一児童遊園	上今泉三丁目1905-8	11.34
24	上今泉第一児童遊園	上今泉四丁目949-41	14.44
25	上今泉山野児童遊園	上今泉四丁目1036-9	7.29
26	上今泉第四児童遊園	上今泉五丁目31-4	5.33
27	東柏ヶ谷大道付児童遊園	東柏ヶ谷四丁目1919-4	9.00
28	東柏ヶ谷大道付第三公園	東柏ヶ谷四丁目1985-81	7.50
29	いちご広場(東柏ヶ谷四丁目)	東柏ヶ谷四丁目2028-2	14.44
30	柏ヶ谷東原児童遊園	東柏ヶ谷六丁目1450-101	9.00
31	さがみ野児童遊園	東柏ヶ谷六丁目1480-1	10.24
32	東柏ヶ谷東原第四公園	東柏ヶ谷六丁目1444-13	9.00
33	望地道上児童公園	望地二丁目341-4	34.16
34	中野桜野児童遊園	中野二丁目184-2	6.00
35	中野雪里児童遊園	中野二丁目780-17	9.99
36	今里第一児童遊園	今里二丁目408-25	11.56
37	杉久保釜坂公園	大谷南四丁目4906-8	6.00
38	門沢橋新田第一児童遊園	門沢橋三丁目1067-4	6.84
39	河原口一大縄公園	河原口五丁目907	6.70
40	柏ヶ谷瀧ノ本第四公園	柏ヶ谷230-1	9.00
41	柏ヶ谷瀧ノ本第五公園	柏ヶ谷303-17	9.00
42	国分押堀児童遊園	中央一丁目243-3	15.04
43	中新田第一児童遊園	中新田三丁目2066-1	5.04
44	上今泉涯第三公園	上今泉三丁目1291-31	3.85
	小計		423.92
合計	79公園		1,259.65

令和6年度

街区公園等砂場清掃業務委託設計書

委 託 番 号	R5.07歩掛 R6.03単価	施 工 年 度	令和6年度
委 託 名 称	街区公園等砂場清掃業務委託		
委 託 場 所	海老名市内一円		
施 工 主	海老名市	<p>委託概要</p> <p>委託面積 A=1259.6㎡ 3回実施</p> <p>・砂場清掃工 1.0式（砂場清掃消毒工 3778.8㎡（1259.6㎡×3回））</p>	
設 計 区 分	公園工事		
公 園 名	市内公園等一円		
委 託 期 間	令和 6年 6月 4日 ~ 令和 7年 2月 28日		
日 数	270 日		
部 課 名	まちづくり部都市施設公園課		
積 算 担 当	施設整備係		
合 計 額			
業 務 価 格			
消費税相当額			

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	公園工事	工事日数(内冬日数)	270日/120日	共通仮設費対象外額	
場所区分	市街地(DID補正)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	補正なし	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{現 場 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{対象額による率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

